

国土交通省からのお礼状

「300 m²未満の住宅の省エネ設計に関する調査」にご協力いただいた事業者 各位

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室

平素より住宅・建築物に係る省エネ施策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

昨年度においては、「300 m²未満の住宅の省エネ設計に関する調査」にご協力いただき、誠にありがとうございました。

本調査により、皆様方より提供頂いた情報等をもとに、300 m²未満の住宅に関する省エネ基準適合率や省エネ計算への習熟度等を算定させていただき、その結果等を踏まえ、国交省の審議会において

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」に盛り込む内容

に関する検討が行われ、同法について 5/10 に成立し、5/17 に公布されました。

平成 28 年度・平成 29 年度における住宅・建築物の規模別の省エネ基準適合率と、改正建築物省エネ法の概要について、添付ファイルのとおり送付いたしますので、業務の参考にして頂ければ幸いです。

また、改正建築物省エネ法については、今後、円滑な施行に向けた講習会等が行われる予定ですので、最新の動向については以下の URL をご参照頂ければと思います。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html